

鳥取県告示第 214 号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づく、町道の新設に関する工事が次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第7条第2項の規定により告示する。

平成 22 年 4 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 路線名 | 工 事 区 間 | 工 事 の 種 類 | 工 事 の 完 了 の 日 |
|------------------------|---|-----------|------------------|
| 八 頭 町 道 日 下 部 見 槻 線 | 八頭郡八頭町日下部字上代579-3地先から同町日下部字通畔595地先まで | 新設 | 平成 22 年 3 月 15 日 |
| | 八頭郡八頭町日下部字荒神谷1494地先から同町見槻字櫻ヶ坪705地先まで | | |
| | 八頭郡八頭町見槻字梅ヶ坪 218-1 地先から同町見槻字日向 199-3 地先まで | | |